

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	集R3-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢						
1	北山ナカ	丙817-4	48-4-10	山林	0.03	広(スギ)	82	2021/9/1 10年 (2031/08/31)	●経営管理実施権は設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。 ●乙は、本山町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を1回または2回実施する。 ●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する、溪畔林における不必要な伐採は控える等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。 ●乙は、作業道開設の際には、土砂流出防止・分散排水に配慮し、長期間使用できる壊れにくい道作りを実施する。 ●乙は、気象害および病虫害害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。	●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額と補助金額から、間伐作業および木材販売に係る経費、補助金事務手数料を控除した収益額をもとに算定する。 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。 ・間伐作業および木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。 ●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。	1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。 2. 相手方および方法 乙から甲に支払うこととし、支払い方法は、甲の指定する口座または現金手渡しにより、行う。		
2	北山ナカ	丙817-5	48-4-10	山林	0.02	広(スギ)	82						
3	北山ナカ	丙829-1		山林	0.07	スギ							
4	北山ナカ	丙834		山林	0.03	スギ							
5	北山ヒガシ	丙706	48-4-5-2	山林	0.02	スギ	69						
6	北山ヒガシ	1776-1	48-4-1	山林	0.10	スギ	55						
7	北山ヒガシ	1786-1	48-4-4	山林	0.30	広(スギ・ク)	72						
8	北山ヒガシ	1786-2	48-4-4	山林	0.02	広(ヒノキ)	72						
9	北山三ツ森	1842	50-1-6-1	山林	0.60	スギ	48						
10	北山キビス	2010	49-3-19	山林	0.08	スギ	64						
11	北山キビス	2011	49-3-19	山林	0.03	スギ	64						
12	北山キビス	2012	49-3-19	山林	0.02	スギ	64						
13	北山下タキビス	丙1415-31	49-3-18-2	山林	0.38	ヒノキ	60						
14	北山下タキビス	丙1314-37	49-3-12	山林	0.43	スギ	64						
15	北山下タキビス	丙1314-39	49-3-19	山林	0.23	スギ	64						
16	北山下タキビス	丙1415-40	49-3-19	山林	0.53	スギ	64						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 (同上)

名称 本山町長 細川 博司

印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

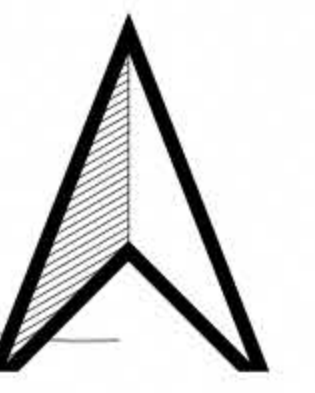
住 所 (同上)

印

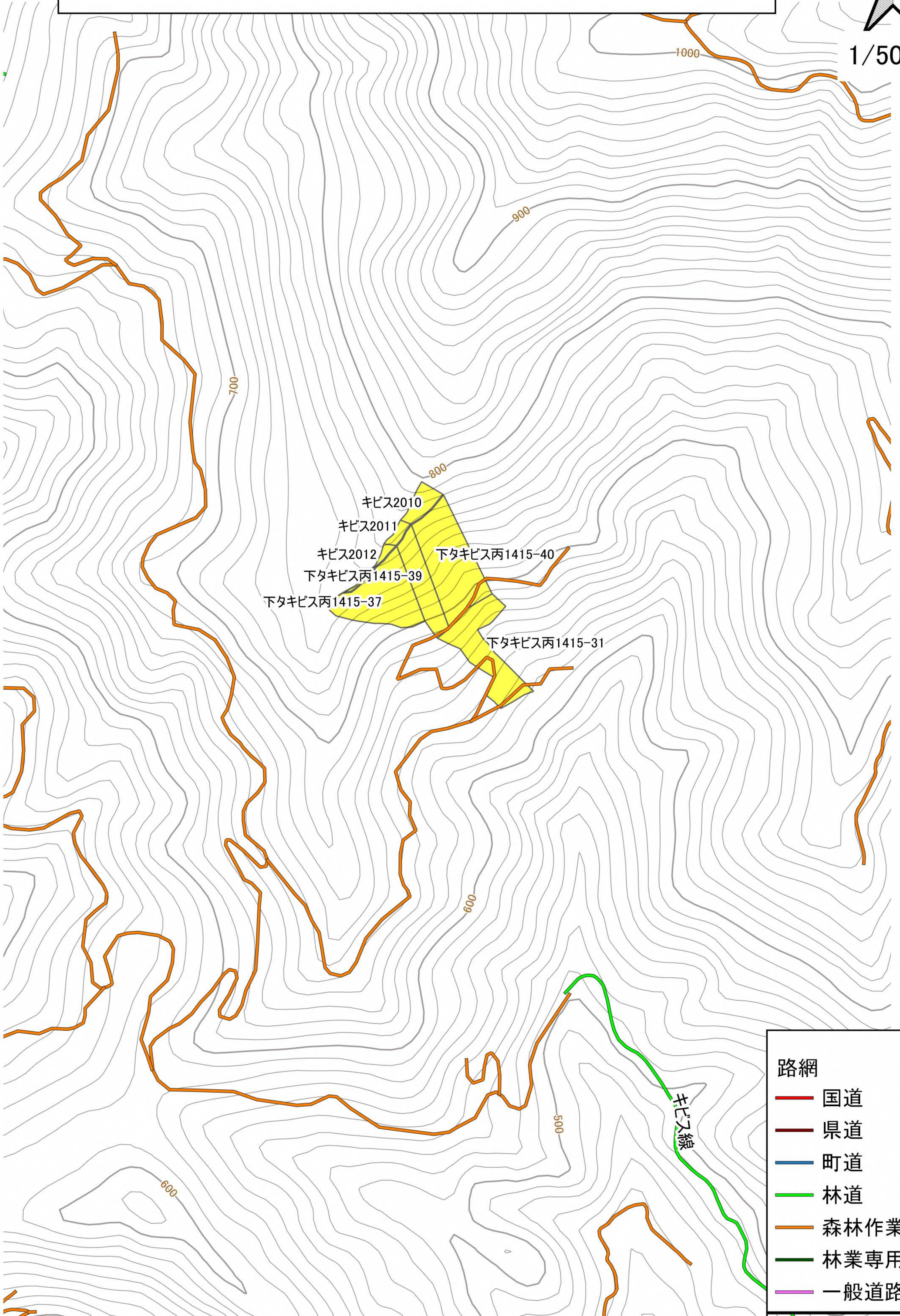
(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

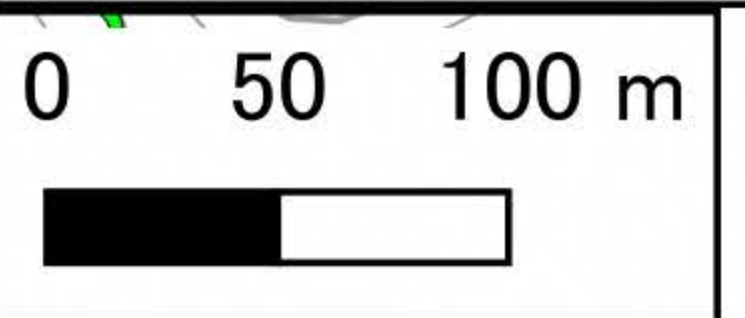
経営管理権設定区域図（本山町大字北山ナカ）



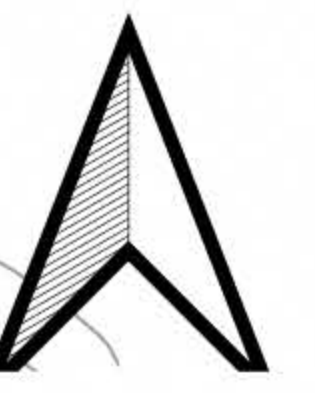
1/5000



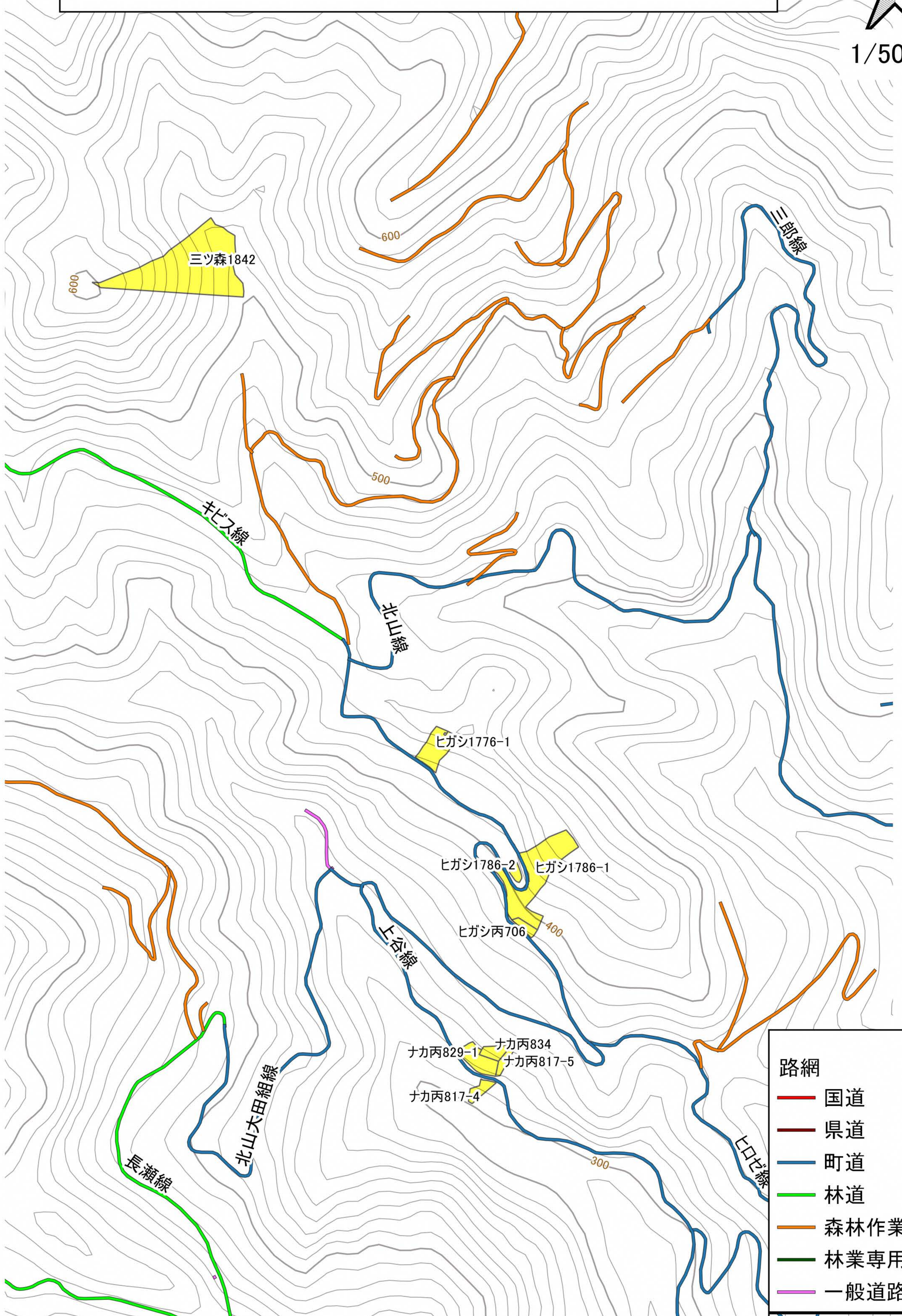
- 路網
- 国道
 - 県道
 - 町道
 - 林道
 - 森林作業道
 - 林業専用道
 - 一般道路



経営管理権設定区域図（本山町大字北山ナカ）



1/5000



- 路網
- 国道
 - 県道
 - 町道
 - 林道
 - 森林作業道
 - 林業専用道
 - 一般道路

